

優生保護法訴訟大阪地裁判決に対する声明

本日、大阪地方裁判所第18民事部は、優生保護法に基づく優生手術の被害者である原告らの請求を棄却する判決を言い渡した。

令和4年2月22日大阪高裁判決及び同年3月11日東京高裁判決において、優生保護法の制定及び優生手術に係る国家賠償責任が認められているにもかかわらず、本判決は司法府として判断を後退させ、優生手術の被害者たる原告らの救済の途を断った。

本判決は、優生保護法による優生手術が非人道的であり、原告らが受けた人権侵害の程度が非常に大きいとした上で、原告らが提訴できなかった理由として、優生手術の対象となった障害者に対する社会的な差別・偏見やこれを危惧する家族の意識・心理の下、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境であったこと、その状況は、国が作出したものであり、優生保護法によって、かねてからあった差別・偏見を正当化・固定化し、これを助長してきたからであると認定し、優生手術による被害者に対して、除斥期間の適用をそのまま認めることは、著しく正義・公平に反すると判断した。

にもかかわらず、本判決は、原告らは、同種訴訟が初めて提起された平成30年1月30日から間もない時期に提訴が困難な状況が解消されたと判断し、除斥期間を適用した。すなわち、原告らに除斥期間を適用することは、著しく正義・公平に反しないとしたのである。

国が法律・施策によって行った差別・偏見の正当化・固定化、助長が、1人の勇気ある提訴をもって解消されたとすることは、原告ら優生手術被害者、障害者の状況を全く理解しないものであり、極めて不当である。

優生手術被害者が、障害や社会的な差別・偏見がある中で、優生保護法の実態を知り、自身の被害を知り、証拠を収集し、国家賠償請求という決断に至るまで、どれだけの時間を要するかを裁判所は理解するべきである。提訴の報道や一時金支給法成立の報道が多くなされる中で、被害者の大半が一時金の申請にすら及んでいない事実、また、少しずつ、勇気ある被害者が声を上げ、提訴という決断を進めてきた事実を、裁判所は直視するべきである。

今月9日、国連の障害者権利委員会は、日本政府に対し、旧優生保護法のすべての被害者へ謝罪と適切な救済等を勧告した。本判決は、優生手術の違憲違法性、原告らの損害賠償請求権の取得は明確に認めているのだから、国は、障害者権利委員会からの勧告を真摯に受け止め、優生手術被害者の被害回復に向けて、真摯に向き合うべきである。

当弁護団は、声をあげられない被害者を含む全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想および障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動をすることを表明する。

2022年 9月22日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二
同 西 村 武 彦